

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う 緊急事態宣言延長への影響について」

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月31日まで延長となり、発令に因る影響についてご案内申し上げます。

現在、弊社といたしましては万全の体制のもとに業務を履行しておりますが、既にご案内の通り航空便の大幅減便による一部検査項目の報告遅延及び、道内物流の制限、検体集荷時間・回数の変更（報告書お届け時間・回数の変更）など、事業活動に制約を受ける可能性が考えられます。

お客様には大変ご迷惑をお掛けすると存じますが、事情をご賢察の上、何卒ご了承の程お願い申し上げます。

謹白

記

委託項目の報告遅延

● 減便が解消されるまでの期間

* 減便が解消されましたら改めてご案内いたします。

検体集荷・報告書等配送業務の時間・回数変更

● 令和2年5月7日(木)～緊急事態宣言の効力発生期間

* 感染拡大を抑制する観点から集荷確認の事前連絡など、お客様への訪問は極力控えさせて頂くことも想定しております。
ご不明な点につきましては、営業担当員までお問い合わせください。